

**改正**

昭和49年3月30日規則第18号

昭和50年2月20日規則第13号

平成5年3月31日規則第29号

平成10年3月31日規則第31号

平成23年3月31日規則第23号

平成26年3月31日規則第9号

平成29年3月31日規則第22号

令和6年3月29日規則第29号

沖縄県公衆浴場入浴料金審議会規則をここに公布する。

沖縄県公衆浴場入浴料金審議会規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、沖縄県附属機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第50号）第2条の規定に基づき、沖縄県公衆浴場入浴料金審議会（以下「審議会」という。）の所掌事務、組織、及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

**第2条** 審議会は、知事の諮問に応じ公衆浴場入浴料金の統制額の指定に関し必要な事項を調査審議する。

(組織)

**第3条** 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命し、又は委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 利用者の意見を代表する者
- (3) 公衆浴場経営者の意見を代表する者
- (4) 関係行政機関の職員

(任期)

**第4条** 委員の任期は、2年とする。ただし、前条第2項第4号に掲げる者のうちから任命される委員はこの限りでない。

(会長)

**第5条** 審議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指命する委員が、その職務を行う。

(会議)

**第6条** 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

**第7条** 審議会の庶務は、保健医療介護部薬務生活衛生課において処理する。

(雑則)

**第8条** この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和49年3月30日規則第18号抄)

1 この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

**附 則** (昭和50年2月20日規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成5年3月31日規則第29号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

**附 則** (平成10年3月31日規則第31号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

**附 則** (平成23年3月31日規則第23号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則** (平成26年3月31日規則第9号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則** (平成29年3月31日規則第22号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則** (令和6年3月29日規則第29号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。(後略)